



広報

せきかわ水系

2008.1.10

第4号

題字：理事長 太田三男



総代研修視察実施！

合併後、初となる総代研修視察が実施されました。
本研修視察により、当改良区の業務運営における最大の課題である「組合員サービス向上」の方向性がみえてくるとあって、参加者は真剣な眼差しで説明を聞く姿が見受けられました。

関連記事P3に掲載

Contents

もくじ

- 理事長年頭ごあいさつ 2
- 総代研修視察 3
- 新潟県農地部に陳情 4
- 新規事業採択 5～6
- 用水通水計画・行事予定 7
- 齋藤理事旭日単光章受章 8

改良区の概況

- 面積 6,928ha
- 組合員 6,141名

〒943-0185 新潟県上越市大字長面 14 番地 1

TEL【総務課】025-522-5722 FAX 025-522-5724

【管理課】025-522-5723

【整備課】025-522-2447

●発行：関川水系土地改良区

●責任者：理事長 太田三男

●編集：総務課

URL <http://www.sekikawasuikei.com> E-mail info@sekikawasuikei.com

年頭ごあいさつ

関川水系土地改良区

理事長 太田 三男



関川水系土地改良区
理事長
太田 三男

6, 141名の組合員の皆様、新年明けましておめでとうございます。過ぎる昨年は、関川水系土地改良区として歴史に残る大合併を成し遂げ、県内第2位の面積を持つ組織として船出をいたし、大過なく1年が経過いたしました。これも一重に組合員各位の深い御理解あつたればこそと衷心より厚く感謝申し上げます。

わが国の基幹産業である農業を取り巻く状況は誠に厳しい中、戦後最大の農政改革の元に、農地・水・環境保全向上対策や品目横断的経営安定対策の政策に、当地域も積極的に参加され、県内でもその実績たるや県全域で840組織が参加され、上越市はそのうちの175組織で全体の20%を占め、その成績が高く評価されており、ここに改めて深く感謝いたしますのであります。

しかし、昨年の稲作農業は、仮渡金の大幅な引下げや米価の低価格化に伴い、極めて厳しい状況となっております。一方、世界に目を転じるに、関税ルートは現在WTOで協議されている状況を見守る中、「米」などは重要品目として位置付けられるものと思っています。

農業に軸足を置いている土地改良区といたしましても、右肩下がりの現状を踏まえ、現行の2,700円の経常賦課金は、現状として増額することは不可能であります。仮にでもその影響で未納者がないことを祈る今日この頃であります。

長引く財政ひっ迫の中ですが、現在進行中の担い手育成基盤整備事業も、県当局の御配慮により、昨年度は対前年比102%と近年にはまれな伸び率でした。当改良区といたしましても、高率な事業展開を目指し、国・県への要望・陳情を重ねておるところです。しかし、財政難の折、完成までには今少々お待ち願いたいとの回答であります。付け加えれば、担い手育成、農地集積の成果率、そして前述の農地・水・環境保全向上対策の参加率も予算配分にカウント

されるのをご理解いただきたいと思います。

更に、面工事完了後5年経過したところから暗渠排水もスライドして施工するような体制で進め経済効果を示すべきとの新たな方針を打ち出されておりますが、大きな受益のある工区では、安易に条件を飲むことについては慎重に構えなくてはならず、いずれにしても1年も早く事業が完了することが当改良区の最大の願いであります。

さて320年来の慣行の無出金区（客水）の賦課金であります。12月末での納入率は53%となり、過半数の関係組合員の皆さんから御理解を頂きました。ここに改めて紙面をもつて厚くお礼申し上げます。

今後、3月末までにできるだけ話し合いの場を鋭意もたせていただき、願わくば全員の関係者の御理解を賜りたく切望いたします。ところであります。権利と義務は表裏一体であつて、当改良区としても事務を進めているところであり、当該地区からは総代・役員を選出していただき、改良区の運営に参加していただきたいと考えています。

重ねて申し上げますが、関川から用水路を切り開いた当時、客水地区を通過させてもらうための権利分は尊重した賦課単価であり、維持管理についても責任をもつて管理し、全域平等な扱いにするという基本的理念は変わることはありません。胆大小心（たんだいしやしん）にして実施することをお誓いいたします。

さて、先日、全職員を対象に職員研修を行いました。福岡県篠栗町・南蔵院第二十三世林覚乗（はやしかくじょう）住職の「おかげさま」という話を、ビデオで1時間余鑑賞いたしました。

内容は、人の心の豊かさを訴え、現在のすさぶれた世相に照準を合わせ、解決の道は豊かな心の持ち方なんだというものでした。今後、職員が今まで以上に寛大な心をもち、組合員の賦課金に立脚しての立場で生かされておる認識の高揚につながることを期待するものであります。

最後にこの1年間、組合員御一同様の御多幸を祈念し、所是「誠実・信頼・和」を大切にしながら、全霊を傾注して組織のために刻苦勉勵あるのみと役職員一丸となり、邁進する所存であることを申し添え年頭の詞といたします。

事業実施地区先進地視察

〈将来の農業経営を模索〉

10月25日・26日、石川県能美市ならびに福井県坂井市を会場に、「事業実施地区先進地視察」を開催しました。

石川県能美市では、米・地域・人づくりをキーワードに1戸1法人の経営に取り組み、第35回日本農業賞を受賞した「農事組合法人・和多農産」を、福井県坂井市では、ほ場整備事業を契機に営農組織化を図り、平成18年度農用地等集団化優良地区農林水産大臣表彰を受賞した「県営ほ場整備事業坂井兵庫地区・坂井上兵庫営農組合」を視察しました。

視察に参加した関係者より活発な質問が出るなか、和多農産からは「行政やJAの指導に頼り過ぎず・委ねず、農民として信念が必要であること」「農家は生産者の顔売って、販売する努力をする必要があること」また、坂井上兵庫営農組合からは「ベテランの意見よりも若手（担い手）の意見が反映される地域の雰囲気作りが大切であること」等、現在に至る苦労話等も織り交ぜながら、講師の方々



▲作業工程の説明を受ける(和多農産)

より貴重なご説明をいただきました。また、本視察を契機に、当改良区管内における生産組織が、今後どのような取り組みべきか考えさせられる有意義な視察となりました。



▲営農組合設立の経緯を聞く(坂井上兵庫地区集会場)

反転均平工法現地説明会

〈最新の施工技術〉

11月5日、県営ほ場整備事業新道地区(富岡・大日)を会場に、上越地域振興局農林振興部主催により、反転均平工法現地説明会が開催されました。

当日は、行政、土地改良区、建設会社、地元協議会役員等、関係者約60名が参加し、レーザープラウ(プラウII大型のすき)を取り付けた大型ブルドーザの実演を見学しました。

最新の施工技術に、関係者は関心を示していました。



▲反転均平工法の実演状況

総代研修視察

〈組合員が求めるサービスに対応するため〉

11月12日・13日、合併後初となる総代研修視察が、総代、役員職員53名により、宮城県の水士里ネットわたり【亘理土地改良区】の「水管理システム」、水士里ネットみやぎ【宮城県土地改良事業団体連合会】の「GIS・地理情報システム」に重点をおき実施されました。本研修視察は、4年に1度、総代就任2年目に実施することとしています。

水士里ネットわたりは、国営亘理・山元農業水利事業により平成12年度に「水管理システム」を導入されました。本事業により事務所建設費の負担軽減はもとより、本システム導入により、無人による迅速な排水調整が可能となったため、職員人件費の軽減が図られた先駆的な土地改良区です。また、水士里ネットみや



▲GISの活用事例を聞く(水士里ネットみやぎ)



▲水管理システムを研修する(水士里ネットわたり)

ぎはGIS・地理情報システムに着目し、平成7年度に「土地改良施設管理台帳システム」を開発されました。本システムを土地改良区等へ提供することで、膨大な土地改良施設の情報履歴や事業計画立案案のデジタル管理化が可能となりました。このように、宮城県内の土地改良区に対して、積極的な支援体制を整備されている県土連です。

当関川地区土地改良区連合で管理する「水管理システム」は、国営事業と同時に導入され役割を果たしてきましたが、昨今、老朽化により更新の時期が待たれています。また、当改良区は合併したことで広域的な施設管理と農地情報管理が求められるています。

本研修視察を通じて、さらに研究を重ね総代の皆さんとともに「組合員が求めるサービス」に対応できるよう検討を重ねていきたいと考えています。

保倉中部地区竣工式挙行

～低コスト農業経営に向けて～

11月29日、地区組合員の待望であった「県営ほ場整備事業（担い手育成型）保倉中部地区」の完工により、関係各位のご出席をいただき竣工式が挙行されました。

本事業により、農用地の集積、農作物のコスト低減、担い手育成の確保とともに生産基盤の確立と耕地の汎用化を図ることができます。また、地区組合員にとって、昨今のめまぐるしく変化する農業情勢に対応できる足腰の強い低コスト農業経営が可能となりました。

事業費：2,675,000千円

事業内容：区画整理工186ha 暗渠排水工145ha

区画形状：1ha区画割 パイプかんがい方式ほか

事業年度：平成8年度～平成16年度



▲保倉中部地区航空写真



▲竣工式を迎え喜ぶ関係者



▲祝辞を述べる木浦市長

上雲寺小学校児童「用水学習」

「中江用水の歴史を学ぶ」

11月22日、上越市立上雲寺小学校（八島幹雄校長）の4年生児童13名が、当改良区会議室において、中江用水の歴史について学びました。

上雲寺小学校の周辺は、田んぼに囲まれており、「この田んぼの水はどこから流れてくるのか？」という身近な疑問から、田んぼを辿っていくと、中江用水だということがわかりました。今回、当改良区を訪問して、中江用水の歴史や櫛池川サイフォン、ほ場整備事業により造成された揚水機場などの学習をされました。



◀きちんとあいさつする児童

▶真剣に説明を聞く児童



新潟県農地部に陳情

～ほ場整備事業の早期完了を強力に要請～

12月14日、新潟県議員会館・応接室を会場に県営ほ場整備事業の早期完了を求める陳情が行われました。

当日は、関川水系土地改良区・三和村土地改良区・和田土地改良区理事長の他、上越地域の県営ほ場整備事業地区代表者等を含む計20名にて、三富県議会議員（新潟県土地改良事業団体連合会長）、上越地域選出の県議会議員5名、小林農地部長、諏佐農地整備課長、重野JA新潟中央会専務理事に陳情書を渡し、上越地域において実施されている県営ほ場整備事業の早期完了を求めました。

中越沖地震の影響による災害復旧費で、新潟

県の財政事情が厳しいことは理解していますが、米価の引き下げ等で、当改良区管内の組合員も苦しい農業経営を余儀なくされているのも事実です。低コストの農業経営実現のためにも基盤となる大型ほ場が1日も早く完工することが、組合員の希望ですので、当改良区としては毎月陳情を重ねているところです。

今後も「早期完了に向けて」全力を挙げて強力に陳情活動を行う予定です。



▲陳情の様子

くぼ場設備> ワンポイント レッスン

～第2回・給水栓②～

給水栓のハンドルを開める時‘ガリガリ’という砂利が噛んだような感触を経験したことはありませんか？給水栓のハンドルを回そうとした時に給水栓本体がいつもと違う方向を向いていたことはありませんか？

そのような現象が起きた場合は、以下のように操作すると簡単に問題を解決出来るかもしれません。使用方法を間違え、誤って破損しないための‘コツ’ですのでぜひお試しください。

○噛んだ砂利の除去方法

給水栓のハンドルを開める時‘ガリガリ’という感触がした場合は砂利が噛んでいる可能性があります。そのような場合、力任せでハンドルを開めると弁体と呼ばれる止水フタにくぼみが出来、砂利が除去された後もくぼみ（隙間）から水が漏れる場合があります。砂利が噛んだ感触がした場合は、水口に手を当て、水圧で抑えきれなくなったら離す、再びく押さえる・離すを繰り返す、水の乱流を利用し、砂利を除去して下さい。



砂利が噛んだまま給水栓を開めたことによりくぼみができた給水栓の弁体
(左：自動給水栓 右：手動給水栓)



悪い例（給水口左向き）



良い例（給水口右向き）



良い例（給水口下向き）

○給水栓の向きが変わらないようにする方法

給水栓のハンドルを回そうとした時に給水栓本体がいつも違う方向を向いている場合は、水口（エルボ）が正面を向いて（給水栓と向かい合わせ）左側になっている場合と考えられます。給水栓本体は塩ビ管にネジ込み据付されているため、水口（エルボ）が左側を向いていると水口から出る水圧により給水栓本体に「ネジの緩む方向の力」が働き、給水栓本体の向きを変えてしまいます。特に給水栓アタッチメントを使用し、苗箱洗い等をした後は同様の報告が多くありますので注意して下さい。水口（エルボ）は基本的に下向きもしくは右向きにすることを推奨します。

※以下のほ場設備は個人財産であるとの観点からメンテナンス等にかかる経費は個人負担となりますのでご理解願います。

①給水栓（センサー含む） ②田区排水枡 ③暗渠排水管（水間弁含む）

※上記の方法で、解決できないときは、揚水機稼働スケジュールに記載の管轄担当課までお問い合わせ下さい。

交換分合事業・交換分合附帯農道整備「福橋地区」～平成19年度採択～

交換分合とは細分・分散している農用地を、区画、形状、状態を変えずに所有権等の権利を地域ぐるみで交換することによって、広く使いやすい農用地にまとめる（集団化する）事業です。

併せて行う交換分合附帯農道整備等とは、交換分合を行うのに必要な土地条件を平準化することにより、交換分合の実施を推進する事業で、具体的には、農道整備や暗渠排水等の簡易な整備が行えます。

当福橋地区は、県営ほ場整備事業重川地区に隣接する4.4haと同事業上千原地区の一部1haの合計5.4haの区域で、条件整備と集団化を図り、平成20年度の完了を目標に実施します。



▲交換分合「福橋地区」位置図

事業費負担割合

単位：千円

年度	事業費			事業費負担内訳				
	交換分合費	附帯工事費	計	国庫補助金	県補助金	市補助金	地元負担金	計
平成19年度	880	4,000	4,880	2,684	288	488	1,420	4,880
平成20年度	398	7,000	7,398	4,068	389	739	2,202	7,398
合計	1,278	11,000	12,278	6,752	677	1,227	3,622	12,278

補助率

単位：%

	交換分合費	附帯工事費
国	55	55
県	10	5
市	10	10
地元負担	25	30

全体事業内容

交換分合（ソフト事業）
交換分合附帯農道等整備（ハード事業）

作業1.0式
暗渠排水工3.8ha
排水路工150m
簡易整地工0.51ha
畦畔工75m

農業用水水源地域保全対策事業（ソフト事業）

～農業用水水源地域の保全に向けて～

良質な農業用水の安定的な供給と国土の保全並びに京都議定書森林吸収目標達成に向けて森林整備の強力な推進が不可欠です。

農業用水と水源林に係る理解を深める活動等のソフト対策「農業用水水源地域保全対策事業（ソフト事業）」に、平成19年度より取り組むこととなりました。

事業内容

普及促進対策（農村振興局事業）

○農業用水と水源林に係る理解を深める活動等の実施

○事業主体：土地改良区・都道府県土連・市町村

○補助率：定額

事業期間：平成19年度～平成21年度

全体事業費：8,600千円

普及促進活動の目標

- ①良質な農業用水の安定的な供給
- ②国土の保全並びに京都議定書森林吸収目標達成に向けて森林整備の必要性
- ③水源地域を取り巻く現状や課題を幅広く地域住民等からも理解を深めてもらうことを目標とする

事業スケジュール

H19年度・流域マップ（地形模型作成）

H20年度・パンフレット（折込チラシ）作成・配布

・啓発グッズ作成・配布

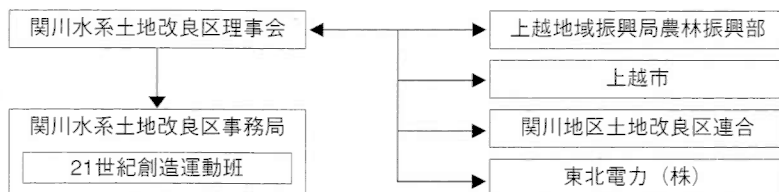
・農業用水水源林現地学習会

H21年度・パンフレット（折込チラシ）作成・配布

・啓発グッズ配布

・農業用水水源林現地学習会

協議組織体制



普及促進対策（ソフト事業）

- 農業用水と水源林の関わりについて、理解を深めることや水源林により涵養された農業用水の有効利用を図ることを都道府県が策定する基本計画に基づいて普及促進する事業です。

普及促進活動についての協議組織の設置・体制づくり

施設案内の作成、設置



農業用水と水源林との関わりを説明する案内

流域水土里ネット連携協議会



パンフレット、事例集等の作成



イベントでの広報活動



農業用水を理解する学習会



水源林を理解する体験学習会



水源林を理解する体験学習会



シンポジウム

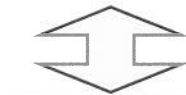
広報活動、シンポジウム、体験学習会等の開催



堆砂の進行を抑制



農業用水の安定取水



農業用水のための森林整備の必要性の啓蒙普及



農業水利施設の多面的機能（防火用水）

普及活動に必要な調査、企画調整、計画策定

用水通水計画

施設	苗代用水	代掻用水	備考
中江幹線用水路	4月1日	5月4日	12月の役員会で決定し、総代・町内会長に文書にて連絡、集落は町内会長により全戸回覧（12月末）
上江幹線用水路 関川右岸幹線用水路	常時通水	5月1日	幹線水路に関係する集落すべての町内会長により全戸回覧（1月中旬）
大道子安幹線用水路	4月10日	5月8日	12月の役員会で決定し、総代・町内会長に文書にて連絡、集落は町内会長により全戸回覧（12月末）
稲荷中江幹線用水路	4月3日	5月5日～ 3つの区間に分けて取水	2月上旬連絡会議に於いて決定し、連絡員が各組合員に回覧して通知
参賀用水路	4月10日	5月1～10日	参賀用水協議会で、決定する
青野池 岡沢頭首工 名柄頭首工	なし	5月5日	地区ごとの運営委員会で決定し、各組合員へ通知（3月中）

揚水機場稼動スケジュール

揚水機場名		稼動曜日							管轄
		月	火	水	木	金	土	日	
東中島地区	第1号揚水機場			○			○	○	管理課
	第2号揚水機場			○			○	○	〃
上千原地区	第1号揚水機場	○			○	○		○	〃
	第2号揚水機場		○	○			○	○	〃
重川地区	第1号揚水機場		○	○			○	○	〃
	第2号揚水機場	○			○	○		○	〃
	第3号揚水機場		○	○			○	○	〃
重川上流地区	第1号揚水機場		○	○			○	○	〃
	第2号揚水機場	○			○	○		○	〃
中江北部第1地区	第1号揚水機場	○			○	○		○	整備課
	第2号揚水機場		○	○			○	○	〃
	第3号揚水機場		○	○			○	○	〃
中江北部第2地区	第1号揚水機場		○		○		○	○	〃
	第2号揚水機場	○			○	○		○	〃
	第3号揚水機場		○	○			○	○	〃
	第4号揚水機場	○			○	○		○	〃
	第5号揚水機場		○	○			○	○	〃
	第6号揚水機場	○			○	○		○	〃
津有南部第1地区	揚水機場	○			○	○		○	〃
津有南部第2地区	第1号揚水機場	自然水かんがい計画中							〃
	第2号揚水機場	○			○	○		○	〃
	第3号揚水機場		○	○			○	○	〃
上江保倉地区	第1号揚水機場	○			○	○		○	〃
	第2号揚水機場		○	○			○	○	〃
	第3号揚水機場	○			○	○		○	〃
	第4号揚水機場		○	○			○	○	〃
	第5号揚水機場	○			○	○		○	〃
板倉西部地区	第1号揚水機場		○	○			○	○	〃
	第2号揚水機場		○	○			○	○	〃
三和西部地区	第1号揚水機場	○			○	○		○	〃
	第2号揚水機場	○			○	○		○	〃
	第3号揚水機場		○	○			○	○	〃
三和南部地区	第1号揚水機場	○			○	○		○	〃
	第2号揚水機場		○	○			○	○	〃
	第3号揚水機場		○	○			○	○	〃
	第4号揚水機場		○	○			○	○	〃
高士西部地区	揚水機場		○	○			○	○	〃

ほ場整備関連会議・行事予定

月	会議・行事内容	備考
1月	役員工事委員会	津有南部第2地区
	営農換地委員会	〃
	換地委員会	上江保倉地区
	〃	板倉西部地区
	推進運営委員会	三和西部地区
	推進協議会役員会	新道地区
2月	担当理事会議	総務・管理・整備
	正副理事長予算査定	正副理事長
	営農換地委員会	中江北部第1地区
	揚水機場運営委員会	〃
	〃	中江北部第2地区
	〃	津有南部第1地区
	〃	津有南部第2地区
	営農換地委員会	〃
	換地委員会	三和西部地区
	〃	三和南部地区
	揚水機場運営委員会	高士西部地区
3月	連絡員会議	金谷地区ほか
	頭首工打合会議	新道地区
	県営中江用水会議	関係町内
	第5回理事会	理事
	通常総代会	総代

※保倉中部地区、保倉西部第1地区の揚水機場については、それぞれ異なる水源（一級河川ならびに溜め池）からの取水により稼動しているため、揚水機場の稼動曜日は取り決めをしております。

※稼動予定曜日は、代掻用水終了の「管理用水（普通かんがい用水）」限定となります。

組合員の皆様へのお知らせ

賦課金の納入は口座振替で

当改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨していますので、ご希望の方は、当改良区総務課までお問い合わせ下さい。
口座振替可能な金融機関は次のとおりです。

えちご上越農業協同組合 新井信用金庫
第四銀行 郵便局

忘れていませんか？ 土地改良区への届け出

～耕作地の移動、組合員資格の変更には届け出を～

農業委員会に届出済、あるいは登記が完了したので、当改良区の土地原簿も必然的に訂正されるとお考えの方も多いようですが、土地改良法第43条第1項の資格得喪の通知義務により、組合員の皆様からの届出がない限り、変更前の状態で賦課されることとなりますので、ご注意下さい。

農地の権利関係に、下記のような移動があった場合は、総務課まで必ずお届け下さい。

- 農地権利を移動したとき（売買、交換、賃貸借等）
- 農業者年金を受給しようとするとき（経営移譲）
- 組合員が亡くなられたとき
- 組合員が住所・口座・名義を変更したとき

※注意 ・賃貸借等の契約期間満了の場合も届出が必要です。
・賦課地積は、毎年3月31日までの届出を以って確定します。

公共事業の転用にも……

○地区除外申請と決済金が必要！

当改良区管内で公共事業用地（道路、河川等）として、農地を売渡、寄付した場合でも土地改良法第42条第2項により、地区除外申請と決済金の納入が必要です。

○決済金の負担はどちらが……？

公共工事の用地買収契約調印の際は、除外申請・転用決済金等の問題も、事業主体と十分な協議をし、土地改良区への申請をお願い致します。

○除外申請後は決済金の納入を！

地区除外の申請後、決済金を納入いただかないと土地原簿から面積削除ができないため、従前どおり賦課されますので、ご注意下さい。

その他転用手続きで、ご不明な点がございましたら、管理課までお問い合わせ下さい。

賦課金控除証明書について

【問い合わせ先】総務課 賦課係

先般、賦課金控除証明書をお送りいたしました。これは申告の際にご利用いただく土地改良費の控除証明であり、税務署からの指導を受けて作成したものですので、領収証と併せて提出して下さい。

なお、紛失された方は、再発行（有料 525円）いたしますのでお申し出下さい。

編集後記

あけましておめでとうございます。今号で紹介いたしました。農業に携わることとして、農業用水水源地域保全対策事業「21世紀創造運動班」が設置されますので、関係機関との連携を密にして、組合員だけでなく、地域住民の皆さんからも農業用水と水源林のはたらきや多面的機能について、認識を深めていただくため一生懸命PR活動等を行いたいと思っています。本年もどうぞよろしくお願い致します。



（松 増）

齋藤幸一理事「旭日単光章」を受章

土地改良事業に多大な功績を残したとして、当改良区の齋藤幸一理事（73）が、11月3日付内閣府発令の平成19年秋の叙勲「旭日単光章」に輝き、11月9日農林水産省の講堂において伝達されました。

齋藤理事は、昭和58年に旧稲荷中江土地改良区理事に、さらに平成5年に理事長に就任し、平成18年の合併までの21年にわたり土地改良事業はもとより正善寺川、大瀬川の水害防止にも尽力され、農業基盤整備だけでなく、地域の防災・生活基盤の確立に大きく貢献してきたことからこのたびの受章となりました。

今後も、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

